

改正

平成20年4月1日告示第56号

平成26年4月1日告示第113号

令和5年3月23日告示第69号

令和8年4月1日告示第179号

長浜市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共水域の水質汚濁の防止及び生活環境の保全を図るため、日常生活から排出される生活排水を物理的、化学的又は生物学的に浄化する合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、合併処理浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる合併処理浄化槽の設置については、それぞれ次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象地域は、滋賀県生活排水対策の推進に関する条例施行規則（平成8年滋賀県規則第52号）第5条第1項の規定により知事が指定する区域を除く地域とする。
- (2) 合併処理浄化槽は、それぞれ次の条件を満たすものとする。
  - ア 専用住宅用又は住宅兼店舗等併用住宅用であること。
  - イ 処理対象人員が50人以下であること。
  - ウ 処理対象人員が10人以下の場合は、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものとして、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されたものであること。
  - エ 処理対象人員が10人を超える場合は、浄化槽法第4条第1項及び長浜市浄化槽取扱要綱（平成18年長浜市告示第39号）の規定による構造基準に適合していること。
  - オ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上、放流水のBODが日間平均値1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有していること。
  - カ 処理対象人員が10人以下の場合は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会とその会員である公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」に基づき、保証登録されたものであること。
- (3) 補助対象となる者は、合併処理浄化槽を設置する者で、それぞれ次の条件を満たすものとする。
  - ア 浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の受理書の交付を受けた者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けた者
  - イ アに規定する者が家屋を新築して譲渡することを業とする者（以下「建売住宅業者」という。）である場合は、当該新築された家屋（オに規定する家屋を除く。）を譲り受け、最初に使用した者
  - ウ 長浜市浄化槽取扱要綱に基づき、適正に維持管理を行う者

エ 継続的な使用又は管理が認められる者

オ 共用部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下この項において「区分所有法」という。）第2条第4項に規定する共用部分をいう。）に合併処理浄化槽を設置する者で、当該共用部分を有する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）の区分所有者（区分所有法第2条第2項の規定する区分所有者をいう。）に対し、当該合併処理浄化槽がこの要綱に基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該合併処理浄化槽の適正な維持管理を行うもの

カ 賃借している家屋に合併処理浄化槽を設置する者で、設置について賃貸人の承諾を得ることができるもの

キ この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税及び国民健康保険料（税）に未納がない者

（補助対象経費及び補助金の限度額）

第4条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の限度額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第5条 規則第4条に規定する書類は、次のとおりとし、浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の受理書の交付を受けた後、合併処理浄化槽を設置する前に提出しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽設置費見積書
- (2) 浄化槽設置調書又は浄化槽設置届出書の受理書の写し
- (3) 設置場所及びその付近の見取図
- (4) 建築物の床面積を明示した平面図
- (5) 合併処理浄化槽、放流経路及び道路等の位置を明示した位置図
- (6) 第3条第3号オに該当する場合は、この要綱に基づく補助事業により設置された合併処理浄化槽である旨を区分所有者に説明するための物件説明書
- (7) 第3条第3号カに該当する場合は、賃貸人の承諾書
- (8) 当該合併処理浄化槽の工事の監督者が国の指定した小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会を修了したこと又は昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士であることを証する書類の写し
- (9) 次のアからウまでに掲げる書類（ただし、処理対象人員が10人を超える場合を除く。）

ア 保証登録証（当該合併処理浄化槽が第3条第2号カに該当することを証明する公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が発行する書類）

イ 登録浄化槽管理票（C）票（当該合併処理浄化槽が第3条第2号ウに該当することを証明する公益社団法人滋賀県生活環境事業協会が発行する書類）

ウ 全国浄化槽推進市町村協議会に登録された登録証の写し

- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の実績報告）

第6条 規則第14条に規定する市長が別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 設置写真（浄化槽整備士が実地に監督していることを証する写真並びに基礎工事の状況、据付工事の状況、かさ上げの状況及び設置完了後の状況を示す写真）
- (2) 浄化槽整備士が作成した合併処理浄化槽施工状況確認書（様式第1号）
- (3) 設置費用支払額領収書の写し
- (4) 合併処理浄化槽工事が完了した旨を証する書類

- (5) 合併処理浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書（様式第2号）の写し
- (6) 合併処理浄化槽工事完了後、改善を要する事項が生じた場合には、速やかに改善措置を講じる旨を明記した浄化槽工事業者との契約書等の写し
- (7) 浄化槽法第7条に基づく法定検査申込書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（建売住宅等に設置された合併処理浄化槽についての補助金交付申請手続等）

第7条 前2条の規定にかかわらず、建売住宅業者が新築した家屋に設置された合併処理浄化槽に対する補助金の交付申請、決定等に関する手続は、次に定めるところによる。

- (1) 建売住宅業者は、浄化槽法第5条第1項の規定に基づく設置の届出又は建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認申請が受理された後、第5条第1号から第5号まで及び第8号から第10号までに規定する書類を市長に提出し、当該合併処理浄化槽が設置される地域が第3条第1号に規定する地域であること及び当該合併処理浄化槽が同条第2号に規定する条件を満たすものである旨の合併処理浄化槽施工状況確認書の交付を受けなければならない。
- (2) 建売住宅業者は、当該家屋を譲渡する際に、確認証を譲受人（第3条第3号イに該当する者に限る。）に引き渡さなければならない。
- (3) 規則第4条第1項第4項に規定する書類は、交付申請書に第1号に規定する確認証の写し及び第6条各号に規定する書類並びに当該合併処理浄化槽の名義を変更したことを証する書類とする。

（維持管理）

第8条 この要綱に基づいて設置した合併処理浄化槽の維持管理については、当該合併処理浄化槽の補助対象者（第3条第3号オに規定する共用部分を有する専有部分の区分所有者を含む。）が責任を持って行うものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日告示第56号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第113号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日告示第69号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第179号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額（1,000円未満切捨て）	5人槽	414,000円
	6～7人槽	474,000円
	8人槽以上	660,000円

様式第1号 (第6条関係)

合併処理浄化槽施工状況確認書

検 査 項 目	確 認 事 項	確 認 欄
1 流入管きよ及び放流管きよのこう配	汚物や汚水の停滞がない	はい いいえ
2 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれがない	はい いいえ
3 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されている	はい いいえ
	雨水や工場排水等が流入していない	はい いいえ
4 ますの位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されている	はい いいえ
5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形又は破損のおそれ	管の露出等により変形又は破損のおそれがない	はい いいえ
6 かさ上げの状況	バルブの操作等の維持管理を容易に行うことができる	はい いいえ
7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃が行いやすい場所に設置されている	はい いいえ
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていない	はい いいえ
	コンクリートスラブが打たれている	はい いいえ
8 漏水の有無	漏水が生じていない	はい いいえ
9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれている	はい いいえ
10 接触材等の変形又は破損及び固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損がない	はい いいえ
	しっかり固定されている	はい いいえ
11 ばっ気装置、逆流装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損がない	はい いいえ
	しっかり固定されている	はい いいえ
	空気の出方や水流に片寄りがない	はい いいえ
12 消毒設備の変形、破損及び固定の状況	消毒設備に変形や破損がない	はい いいえ
	しっかり固定されている	はい いいえ
	薬剤筒が傾いていない	はい いいえ
	ポンプますに変形や破損がない	はい いいえ

13 ポンプ設備（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設備並びに稼働状況	ポンプますに漏水のおそれがない	はい いいえ
	ポンプが2台以上設置されている	はい いいえ
	設計どおりの能力を有するポンプが設置されている	はい いいえ
	しっかり固定されている	はい いいえ
	ポンプの取外しが可能	はい いいえ
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれがない	はい いいえ
14 ブローラの設置及び稼働状況	防震対策がなされている	はい いいえ
	しっかり固定されている	はい いいえ
	アースがなされている	はい いいえ
	漏電のおそれがない	はい いいえ
<p>上記のとおり確認したことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>担当浄化槽整備士</p> <p>氏名 _____</p> <p>浄化槽整備士免状の交付番号 _____</p>		

様式第2号 (第6条関係)

合併処理浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書

合併処理浄化槽使用者（甲） と、保守点検・清掃業者  
（乙） は、合併処理浄化槽の保守点検及び清掃業務の委託に  
ついて、下記のとおり契約を締結する。

記

委託業務内容

- 1 乙は、甲が設置し、又は使用する合併処理浄化槽の保守点検業務を責任をもって行うものとする。
- 2 乙は、甲が設置し、又は使用する合併処理浄化槽の清掃業務を責任をもって行うものとする。

以上の契約の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

年 月 日

甲 住 所  
氏 名 ④

乙 住 所  
氏 名 ④